



みんなでなくそう部落差別

部落差別をなくす運動
強調週間の講演会から

市民的権利・自由を侵害

生命をうばう差別も

「みんなでなくそう部落差別」文化国家、民主国家を自認する日本において、いまだに職業選択の自由、労働の権利、結婚の自由、教育の機会均等など市民的権利が保障されず、社会的経済的に低位におかれ、いわれなき差別を受け、人知れず涙する人は少なくありません。同和問題の本質について、考えてみましょう。

紙きれの

解放令

「部落差別をなくす運動」強調週間の八月二十六日、藤中正雄東教育委員会指導主事をまねいて、同和問題の正しい理解のために、ついで講演会が開かれました。

講演に先立ち、杉本市長から「今日は強調週間の一環として講演会を開いたが、年に何回かのこうした行事で部落解放できるものではない。部落差別は歴史的、社会的な背景があるが、日本の一部の集団が低位におかれ、基本的な市民権、自由がうばわれている。差別があるという人は差別をしていない人、差別がないという人はこれらから差別をする可能性のある人差別をしない人と差別があるこ

とを知って、それをなくするために行動する人のことだ。序々に部落解放にすすんでいるものの、きびしく意識の改革をしてほしい」とあいさつ。

藤中正雄から「部落問題とは、部落差別と憲法・差別の概念と特徴・差別解消の方策」の四つのテーマについて講演がありました。

まず、「明治政府は明治四年、解放令（太政官布告）で、非人の称を廃されたので、これから身分、職業とも平民同様たるべきこと」が出されたが、紙きれの解放令で、施策が打ち出されず、富国強兵（国が金持ちになり、強い軍隊をもつ）殖産興業（資本家に金をかけて大きな工場をたくさんつくらせ、産業をおこす）に徹した。あくる年には戸籍がつくられたが旧えた、新平民などと明記され、

特に重大な

就職の機会均等

「職業選択の自由の侵害は、官公庁のなかでは少なくなったが、会社などでは厳然としてある。自分の選んだ仕事、能力にあった仕事につけない。県下でも部落出身だからということ職業選択の自由がうばわれた例がある。また、進学率は対象地区外に接近してき

た。これは、同和奨学資金制度ができたため部落差別による貧困が原因で、学校に行けなかったことを裏付けている。」と、教育の機会均等に与えられていないことを事例をあげて話されました。特に、明治時代に字を憶えなくても学校へ行けなかった人たちのために、識字学校を開いています。ある高知県の人の作文を引用され、「字を憶えて、夕やけが美しく見えた。あと、十年は生きていたい。」また、市でも識字学校ではじめて字を憶えた人が、自分あてに年賀状をかけた出たなど、字を憶えたときの喜びと不安が語られました。

「人間の願い、こうありたいということを大切にしたいし、行政の施策の中で、どう取り入れていくか、勉強したい人にはその場をつくってやるのが行政の責任だ。」そして、憲法の中には、基本的な人権、自由と権利、生命、自由、幸福を追求する権利、居住移動の自由、婚姻などが決められています。しかし、はたしてそれがどれだけ守られているのでしょうか。そこで、差別の概念について、「区別十条件」差別であるとする条件とは、「一つは論理的条件が加えられたとき、人間に価値の高低をつくる。例えば、男性がえ

らくて女性がまたい、などの条件を加えたとき、大学へいったからえらいという学歴の差別、二つ目には、心理的な条件で優越、劣等の条件が加わったとき差別につながり、差別になる。そして、三つ目は社会的、経済的条件、これは利益と不利益の関係から生じる差別で、同じ仕事をしているのに賃金に差をつける……といったものだ。」

それでは、部落差別の特徴は、どんなところにあるのでしょうか。ここで先生は、五つのことをあげられました。

- (1)偏見にささえられた差別
- (2)日本の社会構造の一部として存在している差別
- (3)本人の責任ではない
- (4)貧富の差別は、本人の努力



力によって脱出することができず、部落差別は部落に生れたから差別を受けるのであって、脱出が困難な差別である。(4)同国民内の差別これは、人種、国がちがっても差別すべきでないことは勿論であるが、同じ国民の中での差別であることに特徴がある。そして

国の責務であり

国民的な課題

この青年の場合は、高校時代に詩を通じて知り合った滋賀県のK子さんと親密な関係になり、結婚の約束をしていた。ところが父親が反対、「部落の人と承知で交際

していたとはもつてのほか」として妊娠中のK子さんを親類の家に監禁、「お前の腹にいる部落の血の混った子どもは幸福になれない」と中絶させた。このショックを受けた青年は睡眠薬とガスによる自殺をはかったが一命をとりとめたものの「何や、お前まだ生きとったんか」と、K子さんの父親にののしられ、自殺に追いやったものです。(解放への道標―県教委) こうした悲しい差別をなくし部落を完全解放していくためにはどのような方策をとるべきでしょうか。

同和対策会では「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」といっています。ここで先生は、行政、教育、運動の三つの側面があり、それぞれ

の役割りを果たすことによって、解放へ向うものであると話されました。

すなわち、行政では「住民が安心して行政がなりたつ、住民の願い要求にのりかかわっていくかである。部落住民の真の願いは部落の完全解放であり、一日も早く差別されない人間になりたい」といふことだ。それに対する施策が行政者にかせられた課題である。地域住民の実態を知る白書づくりや実態的差別を解消する条件整備などが必要である。」また、「同和対策事業をやったとき、教育の側面をどのようにしてきたか。部落住民に隣保館が何のために建てたのか徹底することが必要だ。同時に全市民に対する趣旨が徹底していないと逆差別がでてくる。俺たちの税金ですべてやっているのだという批判も出てくる。また、身近な市民の生活とのかかわりを通じて、部落問題の本質にふれ、国民一人ひとりの問題だということ意識の改革をしなければならぬ。」

機会づくり

教育の側面では、「部落解放を実現することが同和教育の目的である。就学前、小中学校では、身のまわりの不合理、差別を体験して

いるものを出し合って意見交換するなかでその問題を解決していく力を育てながら、発達段階に応じた部落問題を位置づけていくことが大切だ。しかし、学校で学んだことが家庭に帰ってまげられたものにされることになってはいけません。そこで、社会教育の場が大切になる。職場研修など、これに参加できる体制、認識を深める機会をつくり、家庭の中で話されるようにしていくべきだ。」

運動団体の結集で

部落解放を

最後に、解放運動の必要性にふれ、「同和対策事業にしても、予算の範囲内としかって国は逃げている。国が本腰でやるかどうかで左右する問題だ。現在までの例をみると運動団体の結集で訴えたものが実現している。部落住民を中心とした解放運動と労働運動などとの連帯のなかですすめるのが部落解放へ一歩近づけていくものだと思う。」と結ばれました。

このあと、「宮社会教育課長が「部落解放は、それぞれの過程で認識のちがいがあり、正しい同和問題の理解について力をそそいでいる。今後同和問題についての正しい理解の仕方を尋ねてほしい。」と述べて閉会しました。